

盛岡広域振興局長告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成31年3月31日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紫波江繋線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
紫波郡紫波町日詰字西裏114番1地先から字郡山駅12番1地先まで	新	A 26.8~16.0 m	m 170.8
紫波郡紫波町日詰字西裏114番1地先から字郡山駅12番1地先まで	旧	A 26.8~16.0	170.8
紫波郡紫波町日詰字郡山駅166番1地先から12番1地先まで		B 22.2~8.3	720.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
- (2) 期間 平成31年3月31日から同年5月7日まで